

令和3年度版

大和町議会要覧



宮城県大和町議会

笑顔あふれる

元気な大和町へ

町民の福祉向上と地域社会の活力ある発展を目指して積極的に努力することが、議員の職責でもあります。議会という住民代表の意思決定機関の議長として、一党一派に偏することなく、公平・無私に議員の意見を拝聴し、住民意思の決定につなげていく所存です。未来に向けて躍進する「みやぎの中核都市・大和」の実現に努力してまいります。



大和町議会議長
高平 聡雄

目次

議長のあいさつ	P1
目次	P1
町章、町の花、町の木、町民憲章	P2
沿革	P2
位置と地勢	P2
人口・世帯数	P3
産業別就業者数	P3
各種会計別当初予算	P3
行政組織図	P6
大和町議会の概要	
大和町議会基本条例	P8
大和町議会議員政治倫理条例	P10
大和町議会の会期等に関する条例	P12
議員の構成	P13
議員名簿	P14
歴代議長・副議長	P15
議会の構成	P15
議会費	P16
議会運営状況	P17
議員報酬等	P24
議会広報紙の発行	P25
議会活性化への取り組み	P26
視察の受け入れ状況	P28
その他	P29

町章



これは大和町の頭文字「T」を意匠化したもので、左右下方から上にのびた部分の形は大和町の限りない「発展」の姿を表わしたものであり、5つの部分にぬり分けられたものが1つにとけあう形は大和町の地域の「和」を表わしたものです。

(昭和50年8月1日制定)

町の花・町の木

町の花「つつじ」、町の木「もみじ」は昭和50年8月1日、大和町合併20周年を記念して、町民アンケートより制定されたものです。



大和町民憲章

わたしたちは、明るく豊かな郷土、大和町を築くため、町民憲章を定めます。

- 一、船形山を仰ぎ理想と文化を高めます
- 一、七つ森を愛し和の心と豊かな人間性を培います
- 一、吉田川の流れに清き心とすこやかな体をつくります

昭和61年3月25日制定

大和町の概要

町制施行	昭和30年4月20日
面積	225.49km ² (東西31.2km 南北16.7km)
人口	28,311人(世帯数12,092世帯) ※令和3年3月末現在

1 沿革

大和町を含めた黒川郡一帯からは、旧石器時代の遺物が多数発見されており、およそ20万～30万年前からこの地に人類が生活していたと推定されます。気候、水利に恵まれたこの地域は、その後農耕地帯として集落を形成し、伊達藩62万石の米どころとして歩んできました。昭和30年、町村合併促進法に基づいて吉岡町・宮床村・吉田村・鶴巣村・落合村の1町4ヵ村が「大和の精神」で合併し、現在の大和町が誕生しました。近年は自動車関連産業や電子機器製造関連産業が多数立地し、「富県宮城」の牽引役を担い、『～活力と笑顔に満ちたまちをめざして～みやぎの中核都市・大和』の実現に向けて歩みを進めています。



2 位置と地勢

本町は、宮城県のほぼ中央に位置し、仙台平野と奥羽山脈に囲まれた地域です。西端には山形県と境をなす船形山があり、その一帯が県立自然公園となっています。北泉ヶ岳に端を發し、東西に流下する吉田川沿いに耕地が展開しています。山間部は草地・樹園地・畑地として利用され、平地は河川沿いの良好な水田地帯となっています。

区分	面積(単位:km ²)	割合
宅地	9.16	4.1%
田	24.48	10.9%
畑	2.37	1.1%
山林	91.78	40.7%
その他	87.48	38.8%
雑種他	8.38	3.7%
原野	1.84	0.8%
総面積	225.49	100%

※参考 (令和元年度版大和町統計書より)
その他は、(国有林、池沼、牧場など)

3 人口・世帯数

令和3年3月末（資料：住民基本台帳）

28,311人（男：14,605人、女：13,706人） 12,092世帯（1世帯当り人口：2.34人）

0～14歳	4,139人(15.0%)
15～64歳	17,617人(62.0%)
65歳以上	6,555人(23.0%)

【人口、世帯数の推移】

単位：人、世帯

区分	平成17年	平成22年	平成27年
男	12,352	12,508	14,552
女	12,157	12,386	13,692
総人口	24,509	24,894	28,244
世帯数	7,493	8,056	10,177
1世帯当り人口	3.27	3.09	2.78

（資料：国勢調査）

【年齢階級別人口の推移】

単位：人（%）

区分	平成17年	平成22年	平成27年
年少人口 0～14歳	3,724 (15.2%)	3,657 (14.7%)	4,274 (15.1%)
生産年齢人口 15～64歳	15,949 (65.1%)	16,077 (64.6%)	17,602 (62.3%)
高齢人口 65歳以上	4,836 (19.7%)	5,152 (20.7%)	5,952 (21.1%)
年齢不詳	0 (0.0%)	8 (0.0%)	416 (1.5%)

（資料：国勢調査）

4 産業別就業者数

【産業大分類別就業者数(15歳以上)の推移】

単位：人（%）

区分	平成17年	平成22年	平成27年
総数	12,059	11,696	13,740
第1次産業	841 (7.0%)	652 (5.6%)	669 (4.9%)
第2次産業	3,736 (31.0%)	3,247 (27.8%)	4,302 (31.3%)
第3次産業	7,482 (62.0%)	7,797 (66.7%)	8,769 (63.8%)

（資料：国勢調査）

5 各種会計別当初予算

(1) 各種会計

単位：千円

会計名		R3 予算額	R2 予算額	比較
一般会計		12,636,000	11,974,000	662,000
特別会計	国民健康保険事業会計	2,248,139	2,173,490	74,649
	介護保険事業会計	2,246,373	2,280,930	▲34,557
	宮床財産区会計	9,650	9,650	0
	吉田財産区会計	7,861	10,700	▲2,839
	落合財産区会計	5,049	5,050	▲1
	奨学事業会計	6,914	6,690	224
	後期高齢者医療会計	238,075	233,150	4,925
	下水道事業会計	837,878	823,090	14,788
	農業集落排水事業会計	71,881	69,130	2,751
	戸別合併処理浄化槽会計	62,318	64,930	▲2,612
	特別会計合計	5,734,138	5,676,810	57,328
企業会計(水道事業会計)		1,249,296	1,279,430	▲30,134
総合計		19,619,434	18,930,240	689,194

(2)一般会計予算

【歳入】

単位:千円, %

款	R3 当初予算		R2 当初予算		比較	増減率
	予算額	構成比	予算額	構成比		
町税	5,869,849	46,5	5,444,580	45,5	425,269	7,8
地方譲与税	136,972	1,1	138,856	1,2	▲1,884	▲1,4
利子割交付金	1,819	0	1,407	0	412	29,3
配当割交付金	8,595	0,1	6,918	0,1	1,677	24,2
株式等譲渡所得割交付金	5,705	0	5,959	0	▲254	▲4,3
法人事業税交付金	194,488	1,5	173,162	1,4	21,326	12,3
地方消費税交付金	621,844	4,9	662,598	5,5	▲40,754	▲6,2
ゴルフ場利用税交付金	18,900	0,1	21,000	0,2	▲2,100	▲10,0
自動車取得税交付金	—	—	—	—	—	—
環境性能割交付金	12,111	0,1	12,627	0,1	▲516	▲4,1
国有提供施設等所在市町村助成交付金	28,000	0,2	28,000	0,2	0	0
地方特例交付金	21,000	0,2	13,400	0,1	7,600	56,7
地方交付税	700,000	5,5	825,000	6,9	▲125,000	▲15,2
交通安全対策特別交付金	4,200	0	4,300	0	▲100	▲2,3
分担金及び負担金	80,326	0,6	82,580	0,7	▲2,254	▲2,7
使用料及び手数料	167,300	1,3	149,834	1,3	17,466	11,7
国庫支出金	2,038,670	16,1	1,728,823	14,4	309,847	17,9
県支出金	836,225	6,6	799,397	6,7	36,828	4,6
財産収入	8,371	0,1	6,952	0,1	1,419	20,4
寄附金	42,004	0,3	36,004	0,3	6,000	16,7
繰入金	1,062,603	8,4	854,095	7,1	208,508	24,4
繰越金	30,000	0,2	30,000	0,3	0	0
諸収入	240,318	1,9	258,108	2,2	▲17,790	▲6,9
町債	506,700	4,0	690,400	5,8	▲183,700	▲26,6
合計	12,636,000	100,0	11,974,000	100,0	662,000	5,5

【歳出】

単位:千円, %

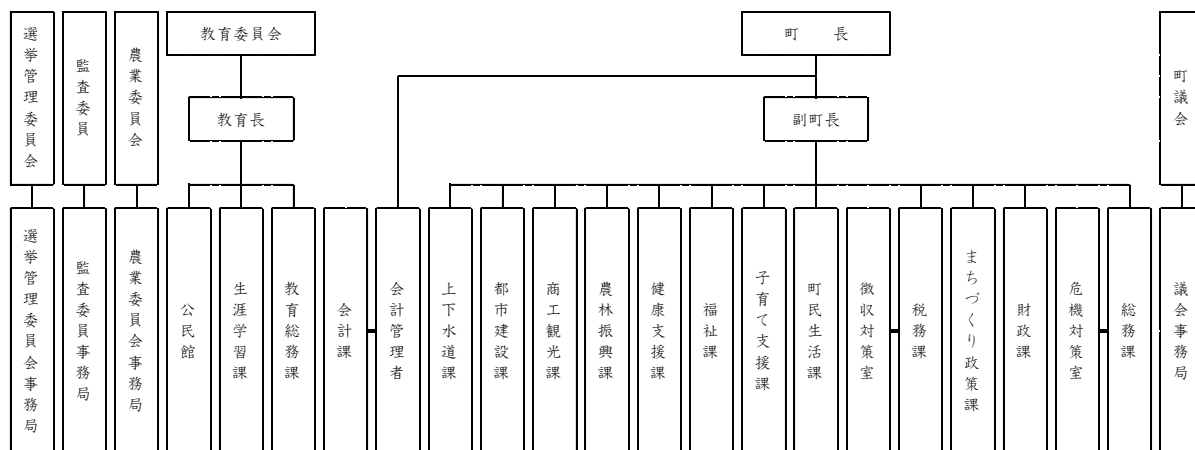
款	R3当初予算		R2当初予算		比較	増減率
	予算額	構成比	予算額	構成比		
議会費※	130,780	1.0	134,122	1.1	▲3,342	▲2.5
総務費	1,329,589	10.5	1,294,805	10.8	34,784	2.7
民生費	4,360,456	34.5	4,036,103	33.7	324,353	8.0
衛生費	1,316,715	10.4	1,572,338	13.1	▲255,623	▲16.3
農林水産業費	404,564	3.2	347,437	2.9	57,127	16.4
商工費	328,018	2.6	221,873	1.9	106,145	47.8
土木費	1,790,171	14.2	1,730,532	14.5	59,639	3.4
消防費	519,661	4.1	504,891	4.2	14,770	2.9
教育費	1,771,014	14.0	1,447,469	12.1	323,545	22.4
災害復旧費	52,429	0.4	144,205	1.2	▲91,776	▲63.6
公債費	612,603	4.8	530,225	4.4	82,378	15.5
予備費	20,000	0.2	10,000	0.1	10,000	100
合計	12,636,000	100.0	11,974,000	100.0	662,000	5.5

※議会費の詳細は15ページに記載

(3) 財政諸比率

区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
経常収支比率	84.5	83.8	78.9	88.0	81.8	80.2	85.3
実質公債費比率	5.4	4.7	3.8	2.8	1.9	1.4	1.0
起債制限比率	3.3	3.2	2.8	2.1	1.7	1.2	64.5
積立金現在高比率	52.4	60.1	69.5	62.3	66.8	71.7	61.7
将来負担比率	-	-	-	-	-	-	-
財政力指数	0.675	0.706	0.736	0.780	0.840	0.920	1.02

6 行政組織図



【職員数(令和3年4月1日現在)】

区分	定数	職員数	差引
町長の事務部局の職員	183	179	▲4
議会の事務局の職員	4	3	▲1
選挙管理委員会の事務局の職員	1	0	▲1
監査委員の事務部局の職員	1	1	0
教育委員会の事務局等の職員	55	28	▲27
農業委員会の事務局の職員	3	1	▲2
企業会計の職員	9	6	▲3
合計	256	218	▲38

※ 再任用職員を含む。

※ 外部への派遣1名、外部からの派遣1名を含む。

大和町議会の概要

大和町議会基本条例

(平成25年12月13日 大和町委発第6号)

大和町議会(以下「議会」という。)は、大和町民(以下「町民」という。)に選ばれた議員により構成され、町民の信託を受けて活動する町民の代表機関であり、議事機関である。議会は、二元代表制の下で、事務執行機関たる町長及び各種委員会を監視するとともに、条例の制定、予算の議決等を通じて政策を形成する権限と責任を有している。

特に、主権者たる町民への議会活動に関する説明責任や情報公開が益々重要となっている。議会及び議員は、その果たすべき本来の機能と存在意義が問われている。

ここに議会は、町民の意向を的確に反映し、町民に開かれた、町民に信頼される議会を構築することにより、町民福祉の向上及び町勢の発展に寄与することを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、議会と議員の活動の活性化及び充実のために必要な議会運営の基本を定め、もって、町政の情報公開及び町民参加を基本にした大和町の持続的で豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

(議会運営の最高規範)

第2条 この条例は、議会運営における最高規範であって、議会は、この条例に違反する議会に関する条例、規則、規程等を制定してはならない。

(議会の使命)

第3条 議会は、町民の代表機関として、自治体の進むべき道を自主的に決定しその責任を負うという大きな使命を自覚し、公正・公平性、透明性及び信頼性を確保し、町民に開かれた議会及び積極的な町民参加を推進することを目指し活動する。

(議員の役割)

第4条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議の推進を重んじなければならない。

2 議員は、町政の課題全般について、課題別、地域別等の町民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんによって、町民の代表としてふさわしい活動をするものとする。

3 議員は、個別的な事案の解決だけでなく、町民全体の福祉の向上を目指して活動しなければならない。

(町民参加及び町民との連携)

第5条 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、町民に対する説明責任を果たさなければならない。

2 議会は、本会議のほか、常任委員会及び特別委員会を公開とし、必要に応じ、議会が主催する町民との意見交換の場を設け、町民が議会の活動に参加できるよう、措置を講じる。

3 議会は、常任委員会及び特別委員会の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を活用して、町民の専門的又は政策的な識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

4 議会は、請願及び陳情を町民による政策提案と位置づけ、その審議においては、必要に応じて、これら提案者の意見を聴く機会を設けるものとする。

5 議会は、全議員の出席の下、町民に対する議会報告会を少なくとも年1回開催する。

(質問における応答の方法)

第6条 議会の本会議における議員と町長及び執行機関の職員(以下「町長等」という。)の一般質問、緊急質問については、一問一答の方式で行う。

2 議長から本会議並びに常任委員会及び特別委員会への出席を要請された町長等は、議員の質問に対して議長または委員長長の許可を得て反問することができる。

(町長による政策等の形成過程の説明)

第7条 町長は、議会に計画、政策、施策、事業等(以下「政策等」という。)を提案するときは、政策等の決定過程を説明するよう努めなければならない。

2 議会は、町長の提案した政策等を審議するに当たっては、立案、執行における論点や争点を明らかにするとともに、政策評価に資する審議に努めるものとする。

(法律第96条第2項の議決事件)

第8条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法律」という。)第96条第2項の規定に基づく議会の議決すべき事件は、次の各号に掲げるものの策定、変更又は廃止とする。

(1) 基本構想及び基本計画

(2) 大和町都市計画マスタープラン

(自由討議)

第9条 議会は、議員による討論の広場であることを認識し、議長は、議員相互間の討議を中心に運営しなければならない。

2 議会は、本会議において議員提出議案、町長提出議案及び町民提案等に関して審議し結論を出す場合、議員相互間において十分な討論、議論をつくして合意形成に努めるとともに、その結果について町民への説明責任を十分に果たさなければならない。

3 議員は、自由、闊達な討議を経て政策、条例、意見等の議案の提出を積極的に行うよう努めるものとする。
(政務活動費の公開、報告)

第 10 条 政務活動費の交付を受けた会派及び議員は、町民等から疑義が生じないよう、議長に対して証書類を添付した報告書を提出するとともに1年に1回以上、政務活動費による活動状況を町民に報告しなければならない。

(議会事務局の体制整備)

第 11 条 議会は、議会及び議員の政策形成及び立案の能力を高めるため、議会事務局の調査機能及び法務機能の強化を図るものとする。

(議員研修の充実強化)

第 12 条 議会は、議員の政策形成及び立案の能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。

(議会広報の充実)

第 13 条 議会は、町政に係る重要な情報を、議会独自の視点から、常に町民に対して周知するよう努めるものとする。

2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの町民が議会及び町政に関心を持つよう、議会広報活動に努めるものとする。

(議員定数及び報酬)

第 14 条 議員の定数及び報酬は、別に条例で定める。

2 議員定数及び報酬の改定に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、町政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等に関して町民の意見を聴取するため、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用するものとする。

3 議員定数及び報酬の条例改正案は、法律第 74 条第1項の規定による町民の直接請求による場合及び町長が提出する場合を除き、明確な改正理由を付して、法律第 109 条第6項又は法律第 112 条第1項の規定に基づき、委員会又は議員から提出するものとする。

(議員の政治倫理)

第 15 条 議員は、町民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、町民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

2 議会は、前項の議員の政治倫理に関し必要な事項は、別に定める。

(見直し手続き)

第 16 条 議会は、一般選挙を経た議員の任期開始後、できるだけ速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。

2 議会は、社会情勢の変化等により、この条例に規定する制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。

(委任)

第 17 条 この条例に定めるもののほか、条例の施行に関して必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(大和町議会の議決すべき事件に関する条例の廃止)

2 大和町議会の議決すべき事件に関する条例(平成 25 年大和町条例第3号)は、廃止する。

附 則(平成 27 年 9 月 16 日大和町条例第 26 号)

この条例は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

(目的)

第1条 この条例は、大和町議会基本条例(平成 25 年大和町条例第 53 号)第 15 条第2項の規定に基づき、大和町議会議員(以下「議員」という。)の政治倫理(以下「倫理」という。)に関し、必要な事項を定めることにより、公正で開かれた民主的な町政の発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第2条 議員は、町民の信託を受けた町民の代表であることを認識し、その役割及び責務を自覚するとともに、政治倫理を遵守しなければならない。

2 議員は政治倫理に違反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら疑惑の解明に当たるとともに、町民に対し、自ら進んで事実を明らかにしなければならない。

(政治倫理の宣誓)

第3条 議員は、政治倫理を遵守する旨の宣誓をしなければならない。

2 前項に規定する宣誓は、その任期の開始の日以後、最初に招集された議会の会議において、宣誓書に署名することにより行う。

(町民の役割)

第4条 町民は、公共の利益を実現するため、議員の政治倫理の確立に向け、必要な役割を担うものとする。

(不正な要請の禁止)

第5条 何人も、議員に対し、その地位による影響力を不正に行使させるよう働き掛けてはならない。

(政治倫理基準)

第6条 議員は、次の各号に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 町民全体の代表者として、常に人格の向上及び倫理の体現に努め、その品位及び名誉を損なうような行為を慎むこと。
- (2) その職務に関し、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
- (3) その地位を利用して不正に金品を授受しないこと。
- (4) 政治活動に関して、法人その他の団体から、政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附を受けないものとし、議員の後援団体においても同様に扱わせるよう措置すること。
- (5) 寄附及び挨拶状の頒布について法令の規定を遵守すること。
- (6) 町又は町が資本金、基本金その他これに準じるものを出資し、又は拠出している法人(以下「町等」という。)が行う工事の請負契約、業務の委託契約又は物品の購入契約(以下「工事契約等」という。)に関し、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 92 条の2の規定の趣旨を踏まえ、政治的又は道義的批判を受けるおそれのある行為をしないこと。
- (7) 町等が行う工事契約等に関し、不正又は不当な取り計らいをしないこと。
- (8) 町の職員(臨時職員等を含む。次号において同じ。)の公正な職務の執行を妨げ、その権限及び地位による影響力を不正に行使するよう働き掛けないこと。
- (9) 町の職員の採用、昇任又は人事異動に関して不当に関与しないこと。
- (10) 嫌がらせ、強制、圧力をかける行為、セクシュアル・ハラスメントその他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。

(補助法人の代表者等就任等の届出)

第7条 議員は、国又は自治体から補助金等の交付を受けている法人の代表者又は役員に就任したときは、その就任の日から 30 日以内に、議会の議長(以下「議長」という。)にその旨を届け出なければならない。代表者又は役員を退任したときも同様とする。

(審査請求)

第8条 町民又は議員は、議員に第6条に規定する政治倫理基準に違反する事実(以下「政治倫理基準違反」と言う。)があると認めるときは、これを証する資料を添えて、町民にあっては議員の選挙権を有する者の 50 人以上の者の連署、議員にあっては5人以上の者の連署をもって、その代表者から議長に対し、政治倫理基準違反に関する存否確認の審査請求(以下「審査請求」という。)をすることができる。

2 前項に規定する連署のため署名を収集しようとする者は、あらかじめ審査請求の内容を定め、これを明らかにして署名を収集するものとし、署名収集の開始後は、これを変更してはならない。

3 審査請求に当たっては、議員に政治倫理基準違反があると認めるに足る根拠に基づき、誠実にを行うよう努

めなければならない。

- 4 審査請求は、政治倫理基準違反のあった日から1年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があると議長が認めるときは、この限りでない。

(調査の依頼)

第9条 議長は、審査請求があったときは、委託契約により、弁護士等であって優れた識見を有するものに調査を依頼することができる。

(審査請求に関する事件の付議)

第10条 議長は、審査請求があったとき(当該審査請求について、前条の規定により調査を依頼した場合にあっては、当該調査が終了したとき)は、議会運営委員会の議決を経て、会議に付議すべき事件に定めるものとする。

(議会の職務及び措置)

第11条 議会は、政治倫理基準違反の存否を確認し、議決しなければならない。

2 前条の決定により会議に付議された事件(以下「審査請求付議事件」という。)の対象となっている議員(以下「対象議員」という。)は、地方自治法第117条ただし書の規定により、議会の同意を得て、その会議に出席して弁明することができる。

3 審査請求付議事件は、会議に諮って政治倫理審査に関する特別委員会(以下「委員会」という。)に付託されるものとする。ただし、議長は、審査請求付議事件が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、会議に諮って委員会への付託を省略することができる。

(1) 審査請求の内容が、第6条に規定する政治倫理基準に違反するものでないことが明らかなき。

(2) 審査請求の内容に虚偽があるその他の正当な理由を欠く審査請求であることが明らかなき。

4 議会は、政治倫理基準違反があると確認し、議決した場合においては、対象議員に対し必要な措置を議決し、講じなければならない。

5 前項の規定による対象議員に対する措置の種類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 議長の注意喚起

(2) 議場における謝罪文の朗読

(3) 議会の特別委員の辞任勧告

(4) 議会役職の辞任勧告

(5) 議員辞職勧告

6 議会は、政治倫理基準違反がないと確認し、議決した場合においては、対象議員の名誉回復のために必要な措置を議決し、講じなければならない。

7 議長は、第4項及び前項の規定による議決があったときは、第8条第1項に規定する代表者に通知するとともに、公表するものとする。

8 議長は、第4項の規定による議決があったときは、議会の品位及び名誉を守り、かつ、町民の信頼を回復するために必要な措置を定めなければならない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。

大和町議会の会期等に関する条例（平成 29 年 12 月 8 日 大和町委発第 4 号）

（会期）

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 102 条の 2 第 1 項の規定に基づき、大和町議会の会期は、1 月 1 日から翌年の当該日の前日までとする。

（定例日）

第 2 条 法第 102 条の 2 第 6 項に規定する定例日は、次に掲げる日を初日とし、議案の審議等に必要な期間において議長が議会に諮って定める日とする。

(1) 2 月 28 日(当該日が大和町の休日を定める条例(平成元年大和町条例第 33 号)第 1 条第 1 項に規定する日の場合は、直前の金曜日。)

(2) 6 月、9 月及び 12 月の第 1 火曜日

2 災害その他の理由により、前項の規定による定例日に会議を開くことが困難なときは、議長が町長と協議して定例日を別に定めることができる。

（委任）

第 3 条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

（大和町議会定例会の回数に関する条例の廃止）

2 大和町議会定例会の回数に関する条例(昭和 31 年大和町条例第 11 号)は、廃止する。

1 議員の構成

(1) 議員定数・議員数

単位:人

議員定数 条例定数 (H20年4月～)	議員数			任 期
	現員数	欠員数	計	
18	18	0	18	令和2年4月1日～令和6年3月31日

【議員定数の変遷】

単位:人

区 分	大和町	
	法定数	条例定数 ※()内は人口
昭和31年4月	26	26(20,116)
昭和59年4月	26	22(18,358)
平成16年4月	26	20(24,070)
平成20年4月	26	18(24,686)

※ 人口は、同年3月31日現在の住民基本台帳の人口。

(2) 所属会派・党派別議員数

単位:人

	新清会	公明党	日本共産党	無会派	計
公明党		1			1
日本共産党			1		1
無党派	4			12	16
計	4	1	1	12	18

(3) 年齢・在職年数別議員数

単位:人

	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期～	計
39歳以下								0
40歳～49歳	1	1						2
50歳～59歳	1	1	1					3
60歳～69歳	1	2	2	1		1		7
70歳以上	1		2			1	2	6
計	4	4	5	1		2	2	18

平均年齢は63.0歳(令和3年4月1日現在)

(4)議員名簿

◎:委員長 ○:副委員長

議席	氏名	住所	電話番号 (022)	政党	所属委員会	当選回数
				会派		
1	ししど かずひろ 宍戸 一博	〒981-3621 吉岡字天皇寺 1-1	725-2470	無所属 無会派	産業建設 議会広報	1
2	こだま きんべえ 児玉 金兵衛	〒981-3621 吉岡字上町 41	345-2046	無所属 無会派	総務 ○議会広報	1
3	きさき ひさお 佐々木 久夫	〒981-3625 吉田字橋本 5-1	342-2125	無所属 無会派	産業建設	1
4	さとう しょういち 佐藤 昇一	〒981-3626 吉岡南一丁目 19-7	209-4748	無所属 無会派	社会文教 議会広報	1
5	こんの しんいち 今野 信一	〒981-3621 吉岡字館下 48	345-5872	無所属 無会派	産業建設	2
6	いぬかい かつこ 犬飼 克子	〒981-3625 吉田字要害川原 68-1	345-4091	公明党 無会派	社会文教 議会広報	2
7	ばば よしかつ 馬場 良勝	〒981-3417 鶴巢北目大崎字寺東 35	343-2756	無所属 無会派	◎産業建設 議会運営	2
8	ちさか ひろゆき 千坂 博行	〒981-3411 鶴巢大平字植田 45	343-2624	無所属 無会派	◎社会文教 議会運営	2
9	こんの よしゆき 今野 善行	〒981-3623 小野字後藤 21-15	346-2759	無所属 新清会	社会文教	3
10	わたなべ よしお 渡辺 良雄	〒981-3622 もみじヶ丘一丁目 8-1	358-9190	無所属 新清会	総務	3
11	ちさか やすはる 千坂 裕春	〒981-3403 落合桜和田字八幡堂 3	345-5653	無所属 無会派	社会文教	3
12	ちんま ひろい 門間 浩宇	〒981-3415 鶴巢小鶴沢字田町沢 63	343-2511	無所属 無会派	○産業建設 議会運営	3
13	ふじまき ひろし 藤巻 博史	〒981-3626 吉岡南一丁目 8-4	344-2313	共産党 無会派	総務 ◎議会広報	4
14	ほりごめ ひでこ 堀籠 日出子	〒981-3625 吉田字百目木 34	345-4349	無所属 新清会	◎総務 議会運営	6
15	ばば ひさお 馬場 久雄	〒981-3621 吉岡字志田町 9	345-2125	無所属 無会派	○社会文教 ○議会運営	7
16	おおすが ひらく 大須賀 啓	〒981-3624 宮床字下小路 24	346-2024	無所属 新清会	○総務 ◎議会運営	8
17	つきた まさゆき 槻田 雅之	〒981-3622 もみじヶ丘三丁目 19-6	358-8396	無所属 無会派	産業建設 議会広報 副議長	3
18	たかひら としお 高平 聡雄	〒981-3404 落合相川字馬場 121	345-2394	無所属 無会派	議長	6

2 歴代議長・副議長

(1) 議長

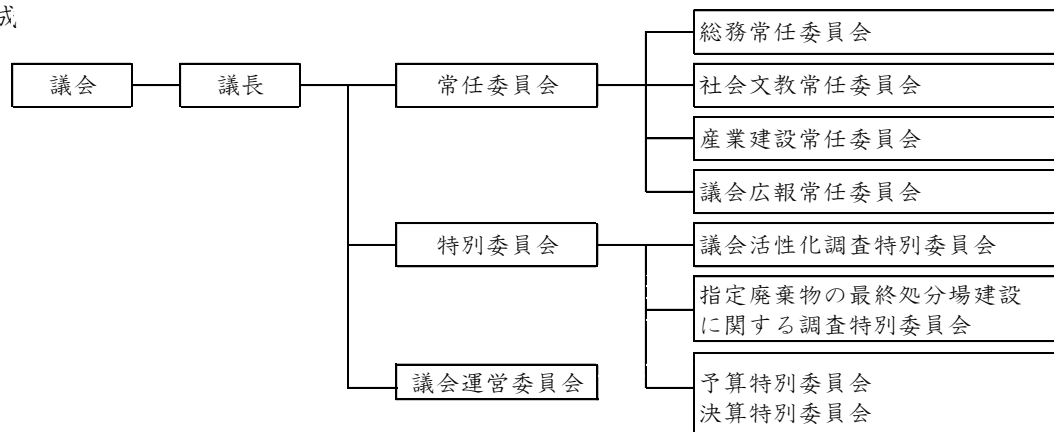
区 分	氏 名	就任年月日	退任年月日
初代	相澤 鉄蔵	昭和 30 年 5 月 9 日	昭和 31 年 3 月 31 日
2～3 代	浅野多三郎	昭和 31 年 4 月 12 日	昭和 39 年 3 月 31 日
4～5 代	沼田 孝一	昭和 39 年 4 月 6 日	昭和 47 年 3 月 31 日
6～7 代	山田 勝美	昭和 47 年 4 月 7 日	昭和 54 年 3 月 9 日
8～9 代	高橋 憲	昭和 54 年 3 月 9 日	昭和 57 年 7 月 29 日
10～12 代	高平 伝雄	昭和 57 年 8 月 20 日	平成 3 年 9 月 24 日
13～14 代	小川 豊	平成 3 年 10 月 11 日	平成 8 年 3 月 31 日
15 代	佐々木鉄雄	平成 8 年 4 月 5 日	平成 12 年 3 月 31 日
16 代	門間宇一郎	平成 12 年 4 月 7 日	平成 16 年 3 月 31 日
17 代	門間健三郎	平成 16 年 4 月 7 日	平成 20 年 3 月 31 日
18～19 代	大須賀 啓	平成 20 年 4 月 7 日	平成 28 年 3 月 31 日
20 代	馬場 久雄	平成 28 年 4 月 6 日	令和 2 年 3 月 31 日
21 代	高平 聡雄	令和 2 年 4 月 7 日	在任中

(2) 副議長

区 分	氏 名	就任年月日	退任年月日
初代	木皿憲次郎	昭和 30 年 5 月 9 日	昭和 31 年 3 月 31 日
2 代	大内鉦三郎	昭和 31 年 4 月 12 日	昭和 34 年 6 月 22 日
3～4 代	熊谷 吉治	昭和 34 年 7 月 28 日	昭和 39 年 3 月 31 日
5～6 代	菅原儀三郎	昭和 39 年 4 月 6 日	昭和 47 年 3 月 31 日
7 代	高橋 憲	昭和 47 年 4 月 7 日	昭和 51 年 3 月 31 日
8 代	中島 正吉	昭和 51 年 4 月 7 日	昭和 55 年 3 月 31 日
9 代	高橋一之進	昭和 55 年 4 月 7 日	昭和 56 年 3 月 7 日
10 代	高平 伝雄	昭和 56 年 3 月 7 日	昭和 57 年 8 月 20 日
11 代	上野 周治	昭和 57 年 8 月 20 日	昭和 59 年 3 月 31 日
12 代	小川 豊	昭和 59 年 4 月 7 日	昭和 63 年 3 月 31 日
13～14 代	門間健三郎	昭和 63 年 4 月 7 日	平成 8 年 3 月 31 日
15 代	熊谷 吉男	平成 8 年 4 月 5 日	平成 12 年 3 月 31 日
16 代	中山 和広	平成 12 年 4 月 7 日	平成 16 年 3 月 31 日
17 代	三橋 正穎	平成 16 年 4 月 7 日	平成 20 年 3 月 31 日
18 代	大崎 勝治	平成 20 年 4 月 7 日	平成 24 年 3 月 31 日
19 代	堀籠日出子	平成 24 年 4 月 5 日	平成 28 年 3 月 31 日
20 代	中川 久男	平成 28 年 4 月 6 日	令和 2 年 3 月 31 日
21 代	槻田 雅之	令和 2 年 4 月 7 日	在任中

3 議会の構成(令和3年4月1日現在)

(1) 構成



(2) 委員会の所管事項

委員会	委員数	所管事務
総務常任委員会	6	行政一般, 財政, 環境, 議会等 その他, 各常任委員会に属さないこと
社会文教常任委員会	6	町民福祉, 保健衛生, 教育行政等
産業建設常任委員会	6	土木建築, 下水道, 農林, 商工, 観光, 都市計画等
議会広報常任委員会	6	議会情報の広報に関すること
議会運営委員会	6	議会運営に関する協議(会議には正副議長が参画)
議会活性化調査特別委員会	17	議会活性化に向けた調査及び研究
指定廃棄物の最終処分場建設に関する調査特別委員会	17	指定廃棄物の最終処分場建設に関する調査及び研究

4 議会費

単位: 千円

区分	R3 当初予算額		R2 当初 予算額	差 額	
	予算額	説 明			
報酬	52,848	議長 1 人	3,708	52,848	0
		副議長 1 人	3,060		
		議員 16 人	46,080		
給料	9,277	一般職員 3 人	9,277	10,935	▲1,658
職員手当等	22,365	職員手当	5,145	23,837	▲1,472
		議員期末手当	17,220		
共済費	20,567	職員共済組合負担金	2,878	22,353	▲1,786
		議員共済組合負担金	17,689		
報償費	4	賞揚金	4	4	0
旅費	7,487	費用弁償	6,486	7,025	462
		普通旅費	1,001		
交際費	350	交際費	350	350	0
需用費	3,395	消耗品費	852	4,354	▲959
		燃料費	80		
		食糧費	96		
		印刷製本費	2,267		
		修繕料	100		
役務費	249	通信運搬費	80	274	▲25
		自動車損害保険料	169		
委託料	5,390	会議録作成委託	3,872	3,135	2,255
		議場コンサート楽器輸送	33		
		議長専用車運転業務	1,485		
使用料及び 賃借料	3,018	機械借上料	1,881	3,008	10
		車借上料	77		
		有料道路通行料	60		
		駐車場使用料	10		
		システム利用料	990		
負担金, 補助金及び 交付金	5,830	負担金		5,966	▲2296
		全国市議会議長会基地協議会	50		
		県町村議会議長会	3,561		
		基地協議会東北部会	18		
		全国議長会交付金	41		
政務調査費(月額1万円/1人)	2,160				
合計			130,780	134,089	▲3,309
一般会計 予 算			12,636,000	10,352,000	▲2,284,000

5 議会運営状況(令和2年度)

(1)本会議 (通年の会期制)

単位:日

本会議名	議会期間	議会期間日数	本会議日数 (A)	休会日 委員会 日数 (B)	実会議 日数 (A+B)	議会期間 中の休会 日数	本会議日 委員会 日数
4月随時会議	4/7	1	1	0	1	0	0
5月随時会議	5/7	1	1	0	1	0	0
6月定例会議	6/2~6/5	4	4	0	4	0	1
7月随時会議	7/29	1	1	0	1	0	0
9月定例会議	9/1~9/15	15	6	4	10	5	4
10月随時会議	10/12	1	1	0	1	0	1
11月随時会議	11/24	1	1	0	1	0	0
12月定例会議	12/1~12/4	4	4	0	4	0	1
1月随時会議	1/21	1	1	0	1	0	1
3月定例会議	2/26~3/15	18	7	4	11	8	3
計		47	27	8	35	13	11

※ 委員会には、議会広報常任委員会を除く(3常任委員会、予算・決算特別委員会の議長を除く議員全員が委員となる特別委員会を含む。(議会広報常任委員会及び議会運営委員会は含まない。))

※ 実会議日数には休会日の委員会日数を含む。

(2)議案等

【町長提出付議事件】

単位:件

本会議名	条例	予算	決算	専決 処分	人事 案件	契約	その他 事件	計
4月随時会議	1	1	0	3	1	0	0	6
5月随時会議	0	1	0	3	0	0	0	4
6月定例会議	9	4	0	3	11	3	3	33
7月随時会議	1	0	0	0	0	0	0	1
9月定例会議	4	8	12	0	1	2	2	29
10月随時会議	0	1	0	0	0	2	1	4
11月随時会議	2	0	0	0	0	0	0	2
12月定例会議	4	8	0	1	0	0	7	20
1月随時会議	0	1	0	1	0	1	0	3
3月定例会議	9	28	0	2	1	0	0	40
計	30	52	12	13	14	8	13	142

【町長提出付議事件の審議結果】

単位:件

本会議名	原案 可決	修正 可決	否決	承認	同意	認定	その他	計
4月随時会議	2	0	0	0	1	0	3	6
5月随時会議	1	0	0	0	0	0	3	4
6月定例会議	19	0	0	0	11	0	3	33
7月随時会議	1	0	0	0	0	0	0	1
9月定例会議	14	0	0	0	1	12	2	29
10月随時会議	3	0	0	0	0	0	1	4
11月随時会議	2	0	0	0	0	0	0	2
12月定例会議	19	0	0	0	0	0	1	20
1月随時会議	2	0	0	0	0	0	1	3
3月定例会議	37	0	0	0	1	0	2	40
計	100	0	0	0	14	12	16	142

【議員提出付議事件】

単位:件

本会議名	条例	予算	決算	専決 処分	人事 案件	契約	その他 事件	計
4月随時会議	0	0	0	0	0	0	12	12
5月随時会議	0	0	0	0	0	0	1	1
6月定例会議	0	0	0	0	0	0	0	0
7月随時会議	0	0	0	0	0	0	0	0
9月定例会議	0	0	0	0	0	0	4	4
10月随時会議	0	0	0	0	0	0	1	1
11月随時会議	0	0	0	0	0	0	0	0
12月定例会議	0	0	0	0	0	0	0	0
1月随時会議	0	0	0	0	0	0	0	0
3月定例会議	0	0	0	0	0	0	2	2
計	0	0	0	0	0	0	20	20

【議員提出付議事件の審議結果】

単位:件

本会議名	原案 可決	修正 可決	否決	承認	同意	認定	その他	計
4月随時会議	0	0	0	0	0	0	12	12
5月随時会議	0	0	0	0	0	0	1	1
6月定例会議	0	0	0	0	0	0	0	0
7月随時会議	0	0	0	0	0	0	0	0
9月定例会議	1	0	0	0	0	0	3	4
10月随時会議	0	0	0	0	0	0	1	1
11月随時会議	0	0	0	0	0	0	0	0
12月定例会議	0	0	0	0	0	0	0	0
1月随時会議	0	0	0	0	0	0	0	0
3月定例会議	0	0	0	0	0	0	2	2
計	1	0	0	0	0	0	19	20

【議員提出議案】

議案番号	件名	提出月日	議決月日	審議結果
	議長の選挙	R2.4.7	R2.4.7	投票
	副議長の選挙	R2.4.7	R2.4.7	投票
	常任委員の選任	R2.4.7	R2.4.7	選出
	議長の常任委員の辞任	R2.4.7	R2.4.7	決定
	議会運営委員の選任	R2.4.7	R2.4.7	選出
	黒川地域行政事務組合議会議員の選挙	R2.4.7	R2.4.7	指名推薦
	吉田川流域溜池大和町外三市三ヶ町村組合議会議員の選挙	R2.4.7	R2.4.7	指名推薦
	大衡村外一町牛野ダム管理組合議会議員の選挙	R2.4.7	R2.4.7	指名推薦
	宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	R2.4.7	R2.4.7	指名推薦
	議会活性化調査特別委員会の設置	R2.4.7	R2.4.7	決定
	指定廃棄物の最終処分場建設に関する調査特別委員会の設置	R2.4.7	R2.4.7	決定
	議員の派遣について	R2.4.7	R2.4.7	決定
請願第1号	一級河川吉田川の遊水地建設に関する請願書	R2.5.7	R2.5.7	委員会付託
	決算特別委員会の設置について	R2.9.7	R2.9.7	決定
	委員長報告(令和元年度各種会計決算の審査結果について)	R2.9.15	R2.9.15	報告
委発第1号	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書	R2.9.15	R2.9.15	原案可決
	委員長報告(請願第1号 一級河川吉田川の遊水地建設に関する請願書)	R2.9.15	R2.9.15	採択
	委員長報告(議会活性化調査特別委員会調査報告について)	R2.10.12	R2.10.12	報告
	予算特別委員会の設置について	R3.3.2	R3.3.2	決定
	議員の派遣について	R3.3.15	R3.3.15	決定

(3) 請願・陳情・要望等

【請願】

本会議名	採択	不採択	取下げ	継続審査	審議未了	その他	計
4月随時会議	0	0	0	0	0	0	0
5月随時会議	0	0	0	0	0	0	0
6月定例会議	0	0	0	0	0	0	0
7月随時会議	0	0	0	0	0	0	0
9月定例会議	1	0	0	0	0	0	1
10月随時会議	0	0	0	0	0	0	0
11月随時会議	0	0	0	0	0	0	0
12月定例会議	0	0	0	0	0	0	0
1月随時会議	0	0	0	0	0	0	0
3月定例会議	0	0	0	0	0	0	0
計	1	0	0	0	0	0	1

【請願書一覧】

	受付日	件名	審議方法	審議結果
1	R2.4.16	一級河川吉田川の遊水地建設に関する請願書	委員会付託 (5月随時会議)	採択 (9月定例会議)

【陳情・要望】

本会議名	採択	不採択	取下げ	配布のみ	継続審査	審議未了	その他	計
4月随時会議	0	0	0	0	0	0	0	0
5月随時会議	0	0	0	4	0	0	0	4
6月定例会議	0	0	0	0	0	0	0	0
7月随時会議	0	0	0	0	0	0	0	0
9月定例会議	0	0	0	1	0	0	0	1
10月随時会議	0	0	0	0	0	0	0	0
11月随時会議	0	0	0	0	0	0	0	0
12月定例会議	0	0	0	7	0	0	0	7
1月随時会議	0	0	0	1	0	0	0	1
3月定例会議	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	13	0	0	0	13

【陳情書・要望書一覧】

	受付日	件名	処理
1	R2.4.8	最低賃金の改善と中小企業支援の拡充、格差のない全国一律最賃制度の確立を求める政府に対する意見書採択の陳情書の提出について	配布のみ
2	R2.4.8	「介護従事者の勤務環境及び処遇改善を求める意見書」採択を求める陳情書の提出について	配布のみ
3	R2.4.8	「介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書」採択を求める陳情書の提出について	配布のみ
4	R2.4.8	「看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書」採択を求める陳情書の提出について	配布のみ
5	R2.8.17	鶴巣地域の当面する課題等についての要望書	配布のみ
6	R2.9.14	令和3年度理科教育設備整備費等補助金予算計上について	配布のみ
7	R2.11.11	最低賃金の改善と中小企業支援の拡充、格差のない全国一律最低賃金制度の確立を求める政府に対する意見書採択の陳情書の提出について	配布のみ
8	R2.11.11	「安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書」採択を求める陳情書の提出について	配布のみ
9	R2.11.11	「看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書」採択を求める陳情書の提出について	配布のみ
10	R2.11.11	「介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める意見書」採択を求める陳情書の提出について	配布のみ
11	R2.11.11	「介護従事者の勤務環境及び処遇改善を求める意見書」採択を求める陳情書の提出について	配布のみ
12	R2.11.20	水田農業対策に関する要請書	配布のみ
13	R2.12.9	女川原発再稼働を認める宮城県決議への反対表明を求める陳情書	配布のみ

【決議】

(なし)

(4)一般質問

年度	区分	6月	9月	12月	3月	計	平均
H28	質問者数	13人	13人	12人	13人	51人	12.75人
	質問件数	28件	26件	23件	28件	105件	26.25件
H29	質問者数	12人	12人	13人	11人	48人	12.00人
	質問件数	21件	26件	24件	22件	93件	23.25件
H30	質問者数	12人	13人	13人	14人	52人	12.00人
	質問件数	24件	27件	26件	29件	106件	23.25件
R1	質問者数	10人	12人	11人	6人	39人	9.75人
	質問件数	21件	23件	23件	15件	82件	20.5件
R2	質問者数	10人	13人	15人	9人	47人	11.75人
	質問件数	15件	22件	25件	20件	82件	20.5件

(5箇年定例会議平均:質問者数11.85人、質問件数22.40件)

【一般質問一覧】

月	質問者	質問内容
令和2年6月定例会議 質問者数10人 質問件数15件		
6	宍戸 一博	1. アフターコロナ時の公助のあり方について 2. 給食費給付者への給付金支給について
	佐々木久夫	1. 吉田地区の復旧治山事業について 2. 台風19号の被害状況について
	渡辺 良雄	1. 災害情報の迅速な収集と周知は
	児玉金兵衛	1. 若手職員の病気休暇及び休職の実情について
	馬場 良勝	1. 複合災害への対応は 2. 子どもの心のケアハウス運営事業について
	千坂 博行	1. 臨時休校に伴い、学校に登校できない生徒の学習について
	今野 善行	1. 持続可能な開発目標(SDGs)への対応について
	槻田 雅之	1. 子育て支援住宅について
	千坂 裕春	1. 吉岡小学校建設について 2. 町道管理について
	犬飼 克子	1. 放課後児童クラブの待機児童解消について 2. 投票率アップと、コロナ対策について
令和2年9月定例会議 質問者数13人 質問件数22件		
9	千坂 裕春	1. セツ森ハーフマラソンについて 2. 自然災害多発に伴う避難所、被災者対応について
	馬場 良勝	1. 農業用ため池の管理等について 2. イノシシ処理施設を
	佐々木久夫	1. 農地整備事業について 2. 大和町武道館(旧吉岡尋常高等小学校講堂)を文化財に指定できないか
	堀籠日出子	1. 吉田子育て支援住宅事業について 2. 森林環境譲与税の活用について
	佐藤 昇一	1. ダイナヒルズ野球場施設の改善について
	犬飼 克子	1. 災害から命を守る 2. 土のうステーションについて
	今野 善行	1. 農業・農村の将来像について 2. コロナ感染にかかる医療体制はどのようにになっているか
	今野 信一	1. 昨年掲げた選挙公約の進捗状況について

月	質問者	質問内容
9	千坂 博行	1. (仮称)大和町生活応援商品券について
	渡辺 良雄	1. 外国製アプリの対応は 2. 景観条例の研究をしては
	藤巻 博史	1. 生活保護世帯へのエアコン設置 2. 洞堀川沿い遊歩道に照明、柵を
	児玉金兵衛	1. 吉岡小学校と周辺施設との一体的整備を図れ
	宍戸 一博	1. コロナ禍により、ダメージを受けている町内工事事業者へのケアを問う 2. 木造町営住宅の現状このままでいいのか
令和2年12月定例会議 質問者数15人 質問件数25件		
12	渡辺 良雄	1. 2021年のコロナ対応は
	馬場 良勝	1. 監査委員の指摘について 2. 爆破予告等の対応について 3. 人事行政は適切か
	千坂 博行	1. 選挙公約の図書館建設について
	犬飼 克子	1. 発達障がい者への支援充実について 2. 産後ケアについて 3. 自動水栓の設置について
	佐々木久夫	1. 地域格差是正を求める
	宍戸 一博	1. 吉岡小学校の通学路の安全確保 2. 役場職員給与改善を
	千坂 裕春	1. 宮城3病院連携・統合について 2. 庁舎増築について 3. 学校内ストレス確認・対応について
	今野 信一	1. 高齢になっても安心して暮らせる地域のしくみづくりについて
	堀籠日出子	1. 児童生徒・教諭等に心肺蘇生・AED講習の取り組みを
	今野 善行	1. もみじヶ丘西側法面の桜里山を町の管理にできないか
	門間 浩宇	1. 多目的施設設置の進捗状況について 2. 黒川消防本部の移転について
	佐藤 昇一	1. 街路樹の伐採を
	馬場 久雄	1. 除雪業務に最低保証制度を 2. 中心商店街の再開発と吉岡西部地区の開発
	槻田 雅之	1. ガラス飛散対策は万全か
藤巻 博史	1. コロナ禍での医療費負担軽減 2. 学校運営への影響は	
令和3年3月定例会議 質問者数9人 質問件数20件		
3	児玉金兵衛	1. まほろばまちづくり総合研究所の再開を
	佐々木久夫	1. 建築物の維持管理について 2. 吉岡地区商業エリア活性化を
	馬場 良勝	1. 女川原発再稼働について 2. 不登校などの児童・生徒への支援について 3. 令和3年度施政方針について
	宍戸 一博	1. 町内飲食店への支援 2. 大和町内利用の商品券配布を 3. 施政方針の中での中期財政見通しについて
	千坂 裕春	1. 黒川消防本部建設用地決定について 2. 自治体ランキングについて 3. CM大賞不参加について
	犬飼 克子	1. 児童福祉施設等従事者に慰労金支給を 2. 防災無線の活用について 3. 小中学校での認知症サポーター養成講座の開催について

月	質問者	質問内容
3	今野 信一	1. 地域資源を活かした観光の推進について
	渡辺 良雄	1. 高齢者や障がい者の外出支援助成を 2. 産後ケア事業の取組は
	今野 善行	1. 人・農地プランの実質化と持続可能な地域農業の振興について 2. 保健事業と介護事業の一体的取り組みについて

(5) 議員の出席状況

本会議名	議会期間	会議 日数	出席 (延べ)	欠席 (延べ)	備考
4月随時会議	4/7	1	18	0	
5月随時会議	5/7	1	17	1	
6月定例会議	6/2～6/5	4	70	2	
7月随時会議	7/29	1	18	0	
9月定例会議	9/1～9/15	10	180	0	
10月随時会議	10/12	1	17	1	
11月随時会議	11/24	1	18	0	
12月定例会議	12/1～12/4	4	72	0	
1月随時会議	1/21	1	18	0	
3月定例会議	2/26～3/15	10	177	3	
計		34	605	7	

※ 会議日数には休会日の委員会(予算・決算特別委員会の議長を除く議員全員が委員となる特別委員会)日数を含む。

(6) 議会傍聴者

年度	区分	6月	9月	12月	3月	臨時会 随時会議	その他	計
H30	傍聴者数	9人	16人	18人	15人	2人	2人	62人
	傍聴日数	3日	5日	4日	5日	2日	1日	20日
R1 (H31)	傍聴者数	33人	31人	10人	10人	1人	3人	88人
	傍聴日数	4日	4日	4日	5日	1日	3日	21日
R2	傍聴者数	21人	33人	31人	38人	17人	3人	143人
	傍聴日数	4日	6日	4日	7日	6日	3日	30日

(年平均:傍聴者数 97.6人、傍聴日数 23.6日)

(7) 委員会

区分	会 議		計	視察調査	
	議会期間中	休会中		回数	日数
総務常任委員会	1日	6日	7日	1回	1日
社会文教常任委員会	0日	7日	7日	1回	1日
産業建設常任委員会	4日	11日	15日	2回	2日
議会広報常任委員会	0日	22日	22日	0回	0日
議会運営委員会	9日	10日	19日	0回	0日
予算特別委員会	5日	***	5日	1回	1日
決算特別委員会	6日	***	6日	1回	1日
議会活性化調査特別委員会	6日	1日	7日	0回	0日
ワーキンググループ	3日	10日	13日	1回	1日
指定廃棄物の最終処分場建設に関する調査特別委員会	0日	0日	0日	0回	0日
計	34日	67日	101日	7回	7日

(8) 全員協議会

区分	会議		計
	議会期間中	休会中	
全員協議会	15	2	17

(9) 議会報告会

年度	開催日	開催箇所数	参加人数	内容
H25	11月14日～17日*	6箇所	76人	議会基本条例
H26	5月24日	1箇所	87人	指定廃棄物最終処分場問題
H27	5月23日～24日	6箇所	131人	議会活性化の取り組み
H28	11月20日	1箇所	21人	常任委員会、議員政務活動費
H29	11月11日	2箇所	40人	通年議会、タブレット端末導入
H30	6月14日～15日	4箇所	79人	子育て支援住宅、宮床児童館建設
	1月29日	1箇所	30人	黒川高校生との議会懇談会
R1	6月13日	1箇所	35人	婦人防火クラブ連合会との議会懇談会
R2	12月11日	1箇所	12人	宮城大学生との議会懇談会 (一部リモート開催)

※大和町議会基本条例制定前に開催

(10) 議場コンサート

年度	開催日	観覧人数	内容
R1	12月24日	1回目:46人 2回目:63人	黒川高等学校吹奏楽部の発表機会を設けることにより、音楽文化の向上に寄与すること。また、開かれた議会、町民に親しまれる議会を目指すことを目的として開催。

6 議員報酬等

【議員報酬及び特別職給料表】

区分	議長	副議長	議員	町長	副町長	教育長
金額	309,000円	255,000円	240,000円	761,200円	603,000円	514,500円
適用	平成8年10月1日より			平成23年12月1日より		

※期末手当 6月(170/100)、12月(170/100)、合計340/100を支給(令和2年4月より)。
加算措置は15%。

【費用弁償】

区分	車賃	日当		宿泊料		食卓料	
		一日につき		一夜につき		一夜につき	
単位	1km	国外	国内	国外	国内	国外	国内
金額	37円	3,800～ 6,200円	1,500円	11,600～ 19,300円	13,000円	5,800円	1,000円

【議員政務活動費】

区分	金額
議員1人	月10,000円(年120,000円)

※半期分を5月と10月に議員へ交付する。また、会派に属している議員は、まとめて会派に交付する。

・報告 翌年度の4月20日まで、報告書に領収書(原本)を添付し、事務局へ提出。

※8月発行の議会だよりで収支報告概要を掲載。

7 議会広報紙の発行

- 名称 たいわ町議会だより
- 創刊 昭和44年8月20日(現在まで208号発行)
- 形式・サイズ 広報型・A4版
- 編集体制 広報常任委員6人・事務局職員1人 共同
- 発行回数 年4回
- 発行部数 11,500部
- 配布先 町内全戸、関係機関、町内コンビニエンスストア等店舗
- 号数 第208号(令和3年5月1日発行)
- 編集方針 議会の審議内容を中心に、議会活動状況、行政の動きなどを広く町民に知っていただくために、読まれる広報紙を目指す。

【町村議会広報全国コンクール受賞歴】

回次	成績	議会広報
第25回	奨励賞	たいわ町議会だより Volume.164(H22.5.1発行)
第26回	奨励賞	たいわ町議会だより Volume.168(H23.5.1発行)
第27回	優良賞	たいわ町議会だより Volume.172(H24.5.1発行)
第28回	優秀賞(第2位)	たいわ町議会だより Volume.176(H25.5.1発行)
第29回	優良賞(第8位)	たいわ町議会だより Volume.180(H26.5.1発行)

【宮城県町村議会広報選考会】

回次	成績	議会広報
第25回	入選	たいわ町議会だより Volume.146(H17.11.1発行)
第26回	特選	たいわ町議会だより Volume.150(H18.11.1発行)
第30回	入選	たいわ町議会だより Volume.166(H22.11.1発行)
第31回	特選	たいわ町議会だより Volume.170(H23.11.1発行)
第35回	奨励賞	たいわ町議会だより Volume.186(H27.11.1発行)
第38回	奨励賞	たいわ町議会だより Volume.198(H30.11.1発行)

※宮城県町村議会広報選考会で受賞したときは、翌年から3年間は出品不可

8 議会活性化への取り組み

(1) 議会基本条例

地方分権の時代を迎え、議会は町民の負託に応え、町民福祉の向上と町政の発展に寄与することが求められている。二元代表制のもと、議会、議員の活動の活性化及び充実のために必要な議会運営の基本を定め、町民の意向を的確に反映し、町民に開かれた、町民に信頼される議会を構築することにより、町民福祉の向上及び町政の発展に寄与することを決意し、議会基本条例を平成 25 年 12 月に制定した。

(2) 議会 ICT 化(タブレット端末の導入)

議会活性化調査特別委員会の中で、タブレット端末について調査するためワーキンググループを組織し、検討を重ねた結果、平成 31 年 3 月議会先行で 25 台を導入した。

平成 31 年 6 月及び 9 月定例会議においては、紙の議案書とタブレットでの電子データを併用し、12 月から本格的にペーパーレスを行っている。

(3) 議会議員の政治倫理に関する条例

議会活性化調査特別委員会の中で、議会議員の政治倫理に関する条例について調査するためワーキンググループを組織し、検討を重ねている。制定に至るまでの経緯や施行後の実態等を把握するため、平成 11 年に条例を制定している秋田県小坂町議会、平成 24 年に条例を制定している山形県庄内町議会を視察した。

(4) 議会改革(議員報酬・議員定数)

地方議会議員年金制度が廃止されたことにより、議員への将来の保障制度もなくなり、今後ますます若い層や勤労者が議員に出られなくなり、活力が生まれなくなるということが全国的に懸念されている。本町議会は、議員として活躍できる環境の整備を図る必要があると考え、議員報酬や議員定数なども含め議会改革の検討を行っている。

平成 25 年 1 月には地域政治論に精通する江藤俊昭氏(山梨学院大学法学部政治行政学科教授・政治学博士)を講師に迎え「これからの議員報酬・議員定数の考え方～住民自治を進める議会改革～」をテーマに研修会を実施した。

(5) 通年議会(通年の会期制)

地方自治法第102条の2に基づき、通年の会期制の導入について、ワーキンググループを組織し、平成28年9月から調査研究始めた。県内および県外の先進地を視察調査し、計6回の検討会議を開き、条例等の制定に向け検討をし、平成29年12月定例会において、条例を可決し、平成30年1月1日より導入した。

【議会活性化の経緯】

年	月	内 容 等
10	12	「情報公開条例」を議員提案、可決
14	3	「議会議務調査費の交付に関する条例」を議員提案、可決
	9	議員定数を削減(22名から20名に)※平成16年3月の選挙より適用
	12	市町村合併問題調査特別委員会設置
15	2	「市町村合併を考える町民懇談会」を町内6箇所で開催。
18	3	初めて議会活性化調査特別委員会を設置
	6	ホームページによる議会情報の発信(議会広報)
19	6	議員定数を削減(20名から18名に)※平成20年3月の選挙より適用
	9	一般質問における一問一答方式と一括方式の選択制導入
	12	ホームページによる議会情報の発信(議事日程、一般質問要旨、審議結果)
20	8	ホームページによる議会情報の発信(平成20年6月定例会会議録から掲載)
	10	議会基本条例について調査を開始
21	12	一般質問における一問一答方式の導入
24	4	議会活性化調査特別委員会設置
	11	「町民と議会との懇談会」を開催(議員報酬)
25	11	「議員定数・報酬の考え方と議会改革」をテーマに江藤俊昭氏の講演会を開催
	3	議会基本条例のほか、会議中における情報通信機器の使用等の検討を開始
	11	「町民と議会との懇談会」を開催(議会基本条例案)
	12	「大和町議会基本条例」を委員長提案、可決(平成26年4月1日施行)
26	1	「議会におけるタブレットの活用」をテーマに中山五輪男氏の講演会を開催
	5	「町民と議会との懇談会」を開催(指定廃棄物最終処分場について)
	7	タブレット活用によるペーパーレス議会運営をテーマに研修会を開催
	10	タブレット端末の導入について先進地視察を実施
	11	タブレット端末を利用したペーパーレス会議システムをテーマに研修会を実施
27	1	議会議員の政治倫理に関する条例の検討を開始
	4	議会議員の政治倫理に関する条例の先進地視察を実施
29	1	通年議会(通年の会期制)の先進地視察(県内)を実施
	5	通年議会と議会インターネット中継の先進地視察(東京都瑞穂町・神奈川県寒川町)
30	1	通年議会(通年の会期制)を導入
	7	タブレット端末の導入の先進地視察(岩手県北上市・宮城県登米市)
	11	タブレット端末の操作説明会を実施
	12	タブレット端末に関わる会議規則の一部改正を可決
R01 (31)	1	黒川高校生との議会懇談会(ワールドカフェ方式)
	3	タブレット端末を導入
	6	婦人防火クラブ連合会との議会懇談会(ワールドカフェ方式)
	12	一般質問順番を受付順から抽選順に変更
	12	開かれた議会を目指す一環として黒川高等学校吹奏楽部による議場コンサートを開催
R02	12	宮城大学生との議会懇談会(ワールドカフェ方式)※一部リモートで開催

9 視察の受け入れ状況

日付	都道府県名	名称	内容	人数
平成23年度 6団体 (63人)				
平成24年度 4団体 (38人)				
平成25年度 4団体 (54人)				
平成26年度 13団体 (99人)				
5.19	群馬県	千代田町議会 広報編集委員会	議会広報の発行及び編集	8
6.23	宮城県	川崎町議会 広報編集委員会	議会広報の発行及び編集	8
7.24	福島県	只見町議会 広報特別委員会	議会広報の発行及び編集	6
7.29	岩手県	岩泉町議会 広報編集委員会	議会広報の発行及び編集	7
7.30	福岡県	芦屋町議会 広報常任委員会	議会広報の発行及び編集	8
8.6	群馬県	吉岡町議会 広報常任委員会	議会広報の発行及び編集	9
8.7	石川県	志賀町議会 広報編集委員会	議会広報の発行及び編集	4
8.20	群馬県	榛東村議会 議会運営委員会	議会活性化の取り組み	8
9.25	福島県	新地町議会 広報編集委員会	議会広報の発行及び編集	6
9.25	福島県	泉崎村議会	庁舎建設概要	13
10.20	福島県	鏡石町議会 総務常任委員会	庁舎建設概要	7
10.27	秋田県	にかほ市議会 広報広聴委員会	議会広報の発行及び編集	7
1.28	福島県	国見町議会 議会運営委員会	議会広報の発行及び編集	8
平成27年度 4団体 (36人)				
4.22	宮城県	女川町議会 震災復興対策特別委委員会	庁舎建設概要	16
7.8	愛媛県	砥部町議会 広報常任委員会	議会広報の発行及び編集	5
10.16	群馬県	玉村町議会 広報特別委員会	議会広報の発行及び編集	6
10.22	愛知県	幸田町議会 広報特別委員会	議会広報の発行及び編集	9
平成28年度 4団体 (25人)				
5.24	岩手県	軽米町議会 議会広報編集委員会	議会広報の発行及び編集	7
5.24	岩手県	釜石市議会 議会だより編集特別委員会	議会広報の発行及び編集	7
11.1	福岡県	宮若市議会 総務常任委員会	防災、庁舎について	6
1.26	山形県	大江町議会 議会広報常任委員会	議会広報の発行及び編集	5
平成29年度 6団体 (45人)				
7.5	岩手県	岩手町議会 議会広報委員会	議会広報の発行及び編集	7
7.5	宮城県	大河原町議会 議会広報常任委員会	議会広報の発行及び編集	7
7.12	福井県	大野市議会 合同会派	企業立地の概要	9
11.7	群馬県	榛東村議会 総務産業建設委員会	鳥獣被害対策	7
11.8	長野県	塩尻市議会 議会基本条例推進委員会	議会広報の発行及び編集	7
11.10	福島県	猪苗代町議会 議会広報編集特別委員会	議会広報の発行及び編集	8
平成30年度 2団体 (16人)				
4.12	宮城県	七ヶ浜町議会 議会活性化検討特別委員会	通年議会、議会基本条例	14
11.16	福島県	本宮市議会 会派	自主財源の確保、企業誘致	2
令和元(平成31)年度 6団体 (40人)				
10.3	愛媛県	砥部町議会 厚生文教常任委員会	子育て支援について	5
10.7	北海道	当別町議会 会派爽新	人口減・少子化対策、地域包括ケア施策(高齢者福祉)	4
10.16	宮城県	大衡村議会 議会活性化特別委員会	議会活動のICT化に関すること	12
11.6	秋田県	美郷町議会 議会広報常任委員会	議会広報の発行及び編集	7
11.14	福岡県	須恵町議会 文教厚生委員会	子育て支援・待機児童対策・企業型保育の取り組み	7
1.17	宮城県	川崎町プロジェクトチーム	議会タブレットについて	5
令和2年度 1団体 (6人)				
1.28	宮城県	利府町議会 議会活性化特別委員会	タブレット端末導入について	6

10 その他

(1) 監査委員

- 代表監査委員 櫻井 貴子(学識経験者)
- 監査委員 今野 信一(議会選出)

(2) 一部事務組合等議員

- 黒川地域行政事務組合議会議員(5人)
 - ◇ 藤巻 博史、門間 浩宇、千坂 裕春、渡辺 良雄、犬飼 克子
- 吉田川流域溜池大和町外3市3ヶ町村組合議会議員(5人)
 - ◇ 千坂 裕春、馬場 良勝、犬飼 克子、佐々木 久夫、宍戸 一博
- 大衡村外一町牛野ダム管理組合議会議員(2人)
 - ◇ 千坂 裕春、佐藤 昇一
- 宮城県後期高齢者医療広域連合議会議員(1人)
 - ◇ 今野 善行

(3) 議会事務局(監査委員事務局)

- 定数 4人(昭和36年3月31日設置)
- 現員 4人

職名	氏名	備考
議会事務局長	櫻井 修一	監査委員事務局書記長(併任)
次長兼議事庶務係長 (併任)	相澤 敏晴	監査委員事務局書記次長
主任	渡邊 直人	監査事務局主任(併任)
主事	浅野 真琴	監査事務局主事(併任)



宮城県大和町

令和3年度版 大和町議会要覧

令和3年5月発行
発行 大和町議会事務局

〒981-3680 宮城県黒川郡大和町吉岡まほろば一丁目1番地の1
TEL 022-345-7506(直通) FAX 022-345-6197
E-mail gikai@town.taiwa.miyagi.jp URL <http://www.town.taiwa.miyagi.jp/>
